

飲食業・小売業 のみなさんへ

旅館業、卸売りなどやフリーランスの方も

新型コロナの危機をしのぐ一助に 役に立つ制度 をまとめました

(2020年4月16日時点のものです)

「新型コロナ」&事業名でインターネット検索をすれば、詳細や問い合わせ先などを調べることができます。

私たち日本共産党は「自粛と一体に補償を」と求めています。しかし政府が応えようとしないなか、危機的な経営状況のなかで活用できる新制度などをまとめてみました。これからも勉強していきます。

いずれも本人の申請や申し込みが必要です。ご希望の制度をできるだけ受けられるように、必要な場合には、一緒に市や県、国にも働きかけます。声をおかけください。

日本共産党 呉西地区議員団 ☎ 0766-23-3281

富山県議（射水）津本ふみお / 高岡市議：金平 直己、高瀬あつこ / 射水市議：根木たけよし / 砺波市議：境 欣吾 / 氷見市議：穴倉ようこ / 小矢部市議：砂田 喜昭

【営業を守る】

無利子・無担保で、新規の融資と既往債務の借り換えが可能に

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業）」

- ・最近1か月の売り上げが、前年または前々年の同期比で▲5%以上減少していることが条件です。小規模事業者、個人事業主（フリーランスを含む）などが対象です。飲食店、旅館、理美容店、クリーニング店なども対象になります。
- ・現在ある債務を「実質無利子」で借り換えることができれば、3年間は元本も利息も払わなくてもよくなるため、一息つくことができます。
- ・**貸付限度**：6000万円（別枠）。
- ・**貸付期間**：設備資金20年以内、運転資金15年以内。
- ・**貸付利率**：3年間は実質無利子。（事業者によっては3年間0.46%）
「実質無利子」は新規融資と既往債務借換の合計額で3000万円が上限。3000万円超の部分と4年目以降については1.36%。
- ・**据置期間**：5年以内。無担保。（元本返済が猶予されます）

問合せ：日本政策金融公庫の県内支店

（商工中金、県の制度融資も同様な制度に）

（県の制度融資）4月下旬に改定される予定。最寄りの銀行や信金などでも利用できるようになります。

売上激減の事業者に最大100万円か200万円の給付金（1回限り）

経済産業省「持続化給付金」

- ・対象事業者は、売上が前年同月比で▲50%以上減少している事業者（フリーランスを含む）です。
- ・**給付額**：個人事業者最大100万円、法人最大200万円。**給付額の計算**：給付額＝（前年の総売上）－（前年同月比▲50%減少した月の売上）×12ヶ月。

申請：電子申請になる模様

（補正予算の成立後1週間程度から受付開始予定）

固定資産税、消費税など、すべての納税を1年間猶予

緊急経済対策における税制上の措置

- ・2月から税の納付期限までの期間において、収入が前年同月比▲20%以上減少した場合、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予。
- ・固定資産税、消費税、法人税など、基本的にすべての税が対象です。

問合せ：それぞれの納税先

翌2021年度は固定資産税を減免

緊急経済対策における税制上の措置

- ・来年度（2021年度）の固定資産税および都市計画税を減免します。今年度納税する分を1年間猶予することに伴う措置。
- ・具体的には、今年2月～10月の任意の3か月の売上が前年同期比▲30%以上減少した場合は2分の1に軽減、▲50%以上減少した場合は全額免除としています。

問合せ：市町村の担当課



【従業員を守る】-----

従業員はもちろん、バイトにも休業手当を。雇用調整助成金が使えます

雇用調整助成金「新型コロナ特例処置」

- 従業員やアルバイトに支払った休業手当の8割が助成され戻ってきます。(解雇などを行わない場合は9割)。計画の届け出は、6月30日までなら事後提出も認められます。
- **対象となる事業主**：売上が前年同月比で▲5%以上減少しているお店。雇用保険をかけている従業員が1人でもいれば業種は問いません、ラーメン店でも居酒屋でもOK。
- **対象となる従業員**：雇用保険をかけている社員だけでなく、かけていないアルバイトも、休業手当を出せば対象になります。
- **対象となる休業**：1日単位の休業だけでなく、短時間シフトなどの短時間休業も対象。
- **休業手当の額**：厚労省は平均賃金の10割が望ましいとしています。(法律は平均賃金の6割以上)
- **対象期間**：4月1日分から6月30日分まで。助成対象の日数に限度はありません。

問合せ：富山労働局

【生活を守る】-----

一時的な生活資金が必要な方に緊急の貸付（1回限り）

生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金の特例貸付」

- お店の休業などで収入が減少し、生計維持のために緊急かつ一時的な貸付を必要とされている世帯が対象です。還時においても所得の減少が続き、住民税非課税世帯の場合、返済が免除されます。
- **貸付上限**：20万円。**据置期間**：1年以内。**償還期限**：2年以内。**貸付利子**：無利子。

申込先：市町村社会福祉協議会。

日常生活が困難な方への貸付（最長3か月）

生活福祉資金貸付制度の「生活支援費の特例貸付」

- 収入減少で生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象です。償還時においても所得の減少が続き、住民税非課税世帯の場合、返済が免除されます。
- **貸付上限**：(2人以上世帯)月20万円、(単身)月15万円。
- **貸付期間**：原則3か月以内。**据置期間**：1年以内。**償還期限**：10年以内。**貸付利子**：無利子。

申込先：市町村社会福祉協議会

事業収入が3割以上減っていれば、国民健康保険税の減免を受けられます

緊急経済対策における税制上の措置

- 事業収入が対前年3割以上減少している方が対象です。(前年の合計所得額が1000万円以下などの要件もあります)
- 減免額は、世帯の収入状況、事業主の所得額によって様々です。例えば、世帯収入が事業収入のみで、廃業で収入ゼロとなった場合、国保税は免除になります。

問合せ：市町村の国民健康保険担当課

年度途中でも、就学援助の申請を

就学援助

- 小中学生がいる世帯が対象。収入がそれぞれの市町村が定める収入基準以下になっていれば、給食費など小中学校に必要な費用が給付されます。

問合せ：市町村の教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策 緊急要望（抜粋）

2020年4月6日 日本共産党国会議員団

1、自粛要請と一体に補償を行うこと

苦境に陥っている事業者・個人に感染防止対策として思い切った補償に速やかに踏み出す

イベントや外出の自粛要請により、収入が途絶える、激減する事業者・個人が広がっている。収入減への補償に踏み出してこそ、自粛要請にこたえて安心して休業することができ、感染拡大防止の実効性を確保できる。感染防止対策として「自粛要請と一体に補償を行う」ことを、一刻も早く政府の基本方針にすえるべきである。

(1) 緊急に、すべての国民を対象に1人10万円の給付金を支給すること。

現金給付は、「1人10万円」を求める。一刻も早く届けることを最優先にする。様々な条件をつけることによる事務手続きの煩雑化などを避け、すべての国民（日本に居住している外国人を含む）を対象にする給付を急いで行う。高額所得者は新型コロナ終息後に所得税の増税で実質的に返納してもらうなどを検討する。これはあくまで緊急の措置であり、一回きりの現金給付でおわりにせず、賃金・収入補償の仕組みを急いでつくる必要がある。

(2) 賃金・収入の8割以上を補償する手立てをとること。

雇用保険加入者か否かに関わらず、非正規雇用労働者、フリーランス、自営業者も含め、通常の賃金・収入の8割以上を補償し、速やかな支給ができる手立てをとること。

(3) 「自粛」による倒産・廃業をさせないために、固定費などへの補償、税・社会保険料の減免を行うこと。

自粛要請によって直接・間接に影響をうけているすべての中小・小規模事業者に対して、家賃・地代・水光熱費・リース代などの固定費への直接助成をはじめ、自粛要請による損失を補償する。また、国保料（税）の緊急減免をはじめ税・社会保険料の減免や消費税納税の猶予を行う。

(4) イベント中止などにもなうキャンセル料・必要経費の補償を行うこと。

(5) 無担保・無利子融資を当面20兆円以上の規模にするとともに、速やかに受けられるようにすること。

中小・小規模事業者が資金繰りのために、無担保・無利子融資を速やかに受けられるようにすること。そのためにリーマンショック時の20兆円を上回る規模を確保し、受付窓口の体制を強化するとともに審査の迅速化をはかる。

4、消費税5%への減税に踏み切ること

「補償なき宣言」 予算大幅拡充を

2020.4.11 日本共産党 小池晃

緊急事態宣言が出され、国民の間でも不安が広がっています。日本共産党としては、「宣言」に伴う自粛や営業の中止などについては補償がいよいよ必要であり、「補償なき宣言」では感染拡大防止はできないと、引き続き強く求めていきます。

政府からはさまざまな支援策も出されてきてはいますが、あまりにも規模が小さい。戦後最大の危機ともいわれるような感染症の拡大に対応できるものになっていません。

